

住田町森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業費補助金交付要綱

令和2年9月30日告示第49号

(目的)

第1条 地域住民が森林所有者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理及び山村地域の活性化に資する取組の促進を図るため、森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日付け25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）第3の1に規定する地域協議会（以下「地域協議会」という。）に対して、予算の範囲内で森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。）別紙3の第5の4の（5）及び岩手県森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成29年10月11日付け森整第462号）第4に規定する支援を行うことに関し、住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、地域協議会とする。

(補助単価)

第3条 補助金の単価は、別表1のとおりとする。

(概算払)

第4条 町長は必要があると認める場合は、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 前項に規定する補助金の概算払いを請求しようとするときは、住田町森林・山村多面的機能発揮対策交付金概算払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第5条 規則に定める書類及び提出期日は、別表2のとおりとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度事業の補助金から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

種類	補助単価
活動推進費	18,750 円／活動組織数（初年度のみ）
地域環境保全タイプ （里山保全）	20,000 円／事業を行う森林面積（ha）
地域環境保全タイプ （侵入竹除去・竹林整備）	47,500 円／事業を行う森林面積（ha）
森林資源利用タイプ	20,000 円／事業を行う森林面積（ha）
森林機能強化タイプ	100 円／事業を行う作業道等の長さ（m）

別表 2（第 5 条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
規則第 4 条の規 定による書類	補助金交付申請書	第 1 号	1 部	別に定める
	1 事業計画書	第 2 号		
	2 収支予算書	第 3 号		
	3 その他町長が指示する書類			
規則第 6 条の規 定による書類	変更（中止、廃止）承認申請書	第 4 号	1 部	別に定める
	1 事業計画書	第 2 号		
	2 収支予算書	第 3 号		
	3 その他町長が指示する書類			
規則第 13 条第 1 項の規定によ る書類	補助金交付請求（精算）書	第 5 号	1 部	別に定める
	1 実績報告書	第 2 号		
	2 収支決算書	第 3 号		
	3 事業実施の写真			
	4 その他町長が指示する書類			